

## 北海道大学先端 NMR ファシリティ利用誓約書

### 誓約事項

#### (基本方針)

1. 先端 NMR ファシリティを利用して行う利用課題は、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施するとともに、他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。このため、関係法令、国立大学法人北海道大学（以下「北大」という。）の規程及び各種手続き、公募要領等の本事業に係る一切の規定について遵守すること。また、北大側担当者（以下、担当者と略す）が行う安全及び管理のための指示に従うこと。

#### (傷害保険)

2. 不慮の事故に備えて利用者は傷害保険等（労働者災害補償保険法に基づくものを含む。）に加入すること。

#### (物品、薬品等の持込等)

3. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関まで持ち帰ること。

#### (施設、設備等の使用)

4. 先端 NMR ファシリティ及びそれに附属する施設、設備並びに物品の使用にあたっては、担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。

#### (利用の開始)

5. 実験の開始前に、先端 NMR ファシリティの機能及び整備状況等について、所定の確認を行い、異常があれば、担当者に連絡すること。また担当者が指示する場合は、必要な点検を受けること。

#### (利用の終了)

6. 実験の終了後に、先端 NMR ファシリティの機能及び整備状況等について、所定の点検を受けること。この場合、点検結果を基に原状回復にかかる指示がある場合は、その指示に従い所要の措置を講じること。

#### (先端 NMR ファシリティ利用時間の減少・遅延)

8. 先端 NMR ファシリティ利用時間の減少・遅延等に伴って損害が生じた場合、北大の故意又は重大な過失がない限り、北大に対していかなる賠償請求を行わないこと。

#### (利用報告書)

9. 実験期間の終了後、北大が指定する期日までに所定の利用報告書を提出すること。

#### (施設利用料)

10. 北大が免除を規定した利用研究課題以外の課題については、北大は提出された「利用報告書」を基に利用時間数等を確定し、それに伴う施設利用料を、実験責任者が施設利用料の支払の同意を得た者に対して、請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から 60 日以内に北大が指定する銀行口座に振り込むこと。振り込み手数料は振込み者の負担とすること。

#### (利用研究成果)

11. 利用研究成果の内容を含む科学技術論文、書籍等の印刷物には「北大先端 NMR ファシ

リティを利用した結果である。」ことを記述するとともに、その印刷物（1部）を提出し、所定の連絡をすること。

（事故等）

12. 事故及び災害の際は、実験責任者が責任をもって対処し、速やかに担当者へ連絡すること。

（使用の停止）

13. この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、北大に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、先端 NMR ファシリティの運営に支障をきたすと北大が判断した場合は、北大が行う使用停止等の指示に従うこと。

（賠償責任）

14. 故意又は重大な過失によって先端 NMR ファシリティ及びそれに附属する施設、設備並びに物品に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。

（紛争処理）

15. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき北大の所在地の裁判所において解決すること。

以上

\_\_\_\_\_年 月 日

当該利用期間（誓約の日より \_\_\_\_\_年 月 日まで）において先端 NMR ファシリティ利用を実施するに当たっては、上記事項を確認し、誠実に履行することを誓約します。

実験責任者所属機関名：

（所在地： \_\_\_\_\_）

実験責任者氏名： \_\_\_\_\_ 印

（所属・役職： \_\_\_\_\_）